平成２６年（フ）第３４６号
広島市中区吉島新町１丁目18番14号
債務者　古田　浩一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
福岡県久留米市大手町４番地16　ルエメゾンロワール久留米１―601号
債務者　甲斐田　恵
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１０１号
福岡県久留米市日ノ出町103番地１　大石ハイツ203号、前住所福岡県久留米市中央町14番地６　駅前不動産ビル50　４―Ｃ号
債務者　中山　富恵
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１０５号
福岡県久留米市青峰３丁目５番９―37号、前住所福岡県久留米市天神町137番地２
債務者　泊　真由美（旧姓渥美）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６６号
佐賀県伊万里市波多津町井野尾2259番地１
債務者　森野　恵美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県阿久根市脇本8257番地、前住所鹿児島県阿久根市脇本8273番地ロ号
債務者　松木　大輔
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
鹿児島県出水市野田町下名7063番地１、前住所鹿児島県阿久根市脇本8048番地２
債務者　山本かすみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
岩手県遠野市松崎町白岩15地割81番地６　コーポロングルート105号室、前住所岩手県北上市本通り４丁目18番20号　コーポ隆103号
債務者　藤田　和夫
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢47番地１　ひばりアパート岩月Ｄ号
債務者　小野寺泰規
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第６７号
三重県鈴鹿市若松東２丁目18番17号、前住所三重県鈴鹿市矢橋３丁目５番41号
債務者　石部　光男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４３３号
京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地１棟512号
債務者　島田　　修
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
京都市北区大将軍坂田町６番地２
債務者　宮田　光三
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
京都市山科区西野山百々町110番地　コーポ弘和206号
債務者　川本　義志（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１―５棟1003号
債務者　堀越　保彦
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０１号
京都府八幡市川口浜８番地の82
債務者　田中喜代美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
兵庫県西宮市青木町12番11―103号
債務者　磯本　栄樹
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係